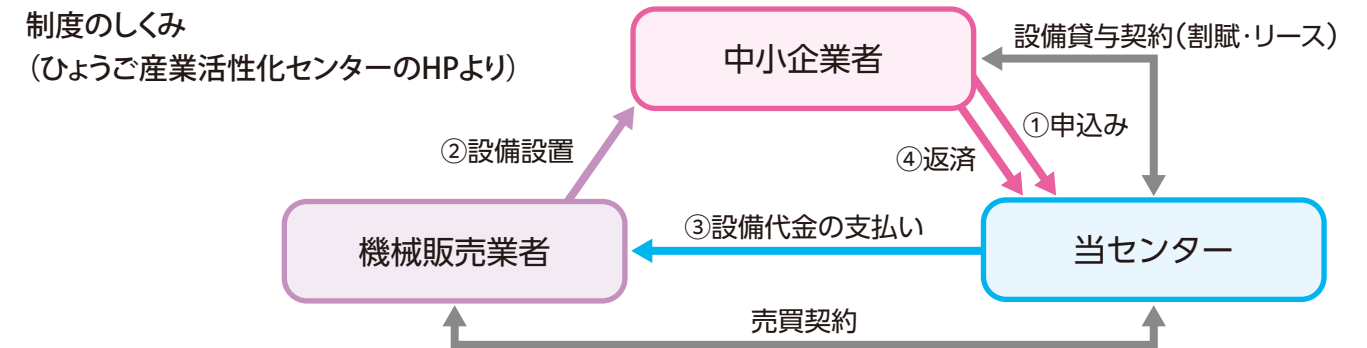


④ (公財)ひょうご活性化センター「設備貸与制度」

生産性向上やデジタル化に向けた設備投資は、働きやすい職場づくりにも直結します。設備貸与制度では、必要な設備を低負担で導入できる仕組みが用意されています。環境整備の一歩として、自社で活用可能かチェックしてみましょう。



中小企業者がセンターに申込みと、センターが機械販売業者から設備を購入して代金を支払い、企業へ設備を設置します。企業はセンターとの設備貸与契約(割賦・リース)に基づき、センターへ返済します。対象要件や詳細は下記のQRコードからご確認ください。

各種詳細・お問い合わせ先			
(公財)ひょうご産業活性化センター 「設備貸与制度」		兵庫県 「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業 (ミモザ企業) 認定制度」	
(一社)兵庫県雇用開発協会 「兵庫型奨学金返済支援制度」		(公財)兵庫県勤労福祉協会 (ひょうご仕事と生活センター) 「W L B 認定・表彰」	

今回ご紹介した制度はそれぞれ独立していますが、どれも職場環境の改善に役立つ内容です。まずは気になる制度から確認し、できるところから取り組みを進めてみてはいかがでしょうか。

③ 兵庫型奨学金返済支援制度

奨学金を返済しながら働く若手社員にとって、返済の負担軽減は職場に定着する大きな要素です。補助期間は、前述の認定制度の取得状況に応じて区分されますので、自社で活用できるか確認してみましょう。 ※加古川市にも独自の奨学金返還支援補助金があり、県の制度と併用可能です (対象要件や支給額は、今月号の挟み込みチラシや市HPからご確認ください)

制度の対象要件		
 対象者 県内事業所に勤務する正社員(39歳以下)で、日本学生支援機構の奨学金を返済中の方	 対象企業 本社が県内にある中小企業で、返済負担軽減制度を導入	 補助額 企業向け・従業員向けそれぞれに補助(上限:各年6万円)

企業向けの補助額は「年間返済額の3分の1」「企業の支給額の2分の1」「上限6万円」のうち最も低い額、従業員向けの補助額も同様に3つの基準のうち最も低い額(上限6万円)となります。なお、この支援制度は就業規則や賃金規程などの社内規程で定めていただく必要があります。詳細や規程例は兵庫県雇用開発協会のホームページに掲載されていますので、ぜひご確認ください。

補助額イメージ (兵庫県雇用開発協会のHPより)

年間返済額 **18万円**

6万円
企業の実質負担額

+

12万円
県の負担額
(企業補助6万円+従業員補助6万円)

(補助額イメージ)年間返済額18万円かつ企業の年間支援額が12万円の場合

このケースでは、企業の手当(12万円)と県からの直接補助(6万円)を合わせて年間返済額の全額がまかなわれ、従業員の自己負担は実質0円になります。企業側も、支給した12万円のうち6万円が県から補助されるため、実質負担は年6万円(月5,000円相当)になります。

補助を受けられる期間は、認定・登録制度の取得状況に応じて5～17年の間で区分されます。

補助期間の延長要件(最長17年)	
補助期間枠	対象企業および取得状況の要件
5年	「対象企業」の基本要件を満たす企業
10年	①ひょうご産業SDGs宣言企業②フレッシュミモザ企業③WLB宣言企業のうちいずれか2つ以上取得した企業
17年	①ひょうご産業SDGs認証企業②ミモザ企業③WLB認定または表彰企業のうちいずれか2つ以上取得した企業